

開発行為許可申請書一覧表（法第29条第1項又は第2項）

| 必要書類 | | 記載すべき事項 |
|------|--|---|
| 1 | 開発行為許可申請書 (省令別記様式第二) | |
| 2 | 設計説明書（自己の居住用は不要） (県様式第1号) | |
| 3 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要 (県様式第3号の2) | 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を必要とする開発行為については、別紙の書類を添付すること。 |
| 4 | 関係公共施設管理者の開発行為同意書（市町村長等） (県様式第4号) | |
| 5 | 同 上（土木事務所、土地改良区等） | |
| 6 | 公共施設の管理者等に関する書類（新たに設置される公共施設） (県様式第2号) | |
| 7 | 同 上（従前の公共施設） (県様式第3号) | |
| 8 | 公共公益施設管理者等との協議書 | |
| イ | 公共施設の管理者 | |
| ロ | 義務教育設置義務者（20ha以上の場合） | |
| ハ | 水道事業者（20ha以上の場合） | |
| ニ | 一般電気事業者（40ha以上の場合） | |
| ホ | ガス事業者（40ha以上の場合） | |
| ヘ | 鉄道事業者、軌道経営者（40ha以上の場合） | |
| 9 イ | 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地） (県様式第5号) | |
| ロ | 同 上（工作物） (県様式第5号) | |
| 10 | 開発区域の土地明細表 | 土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々記入し一覧表とすること。 |
| 11 | 開発区域の登記事項証明書 | |
| 12 | 資金計画書（自己用住宅又は自己用で1.0ha未満の場合は不要※） (省令別記様式第三) | |
| 13 | 設計者の資格に関する申立書、及び証書等（1.0ha以上の場合） (県様式第6号) | |
| 14 | 申請者の資力信用に係る書類（自己用住宅又は自己用で1.0ha未満の場合は不要※） (県様式第6号) | 法人の登記事項証明書（個人申請の場合は住民票の写し又は個人番号カードの写し等）、役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し等（法人のみ）、事業経歴書（法人のみ）、財務諸表（法人のみ）、納税証明書、融資証明書又は残高証明書、暴力団員等に該当しない旨の誓約書 |
| 15 | 工事施工者の資力信用に係る書類（自己用住宅又は自己用で1.0ha未満の場合は不要※） | 法人の登記事項証明書、事業経歴書、建設業の有効な許可があることを示す資料 |
| 16 | 法第34条第13号に該当する権利を証する書類（13号に該当の場合） (県様式第17号) | 登記事項証明書・賃借契約書・農地転用の申請書の写し |
| 17 | その他必要な書類 | その他の公共水路及び排水路に流入する場合は流入同意書等 |
| A | 開発区域位置図（1/50,000以上、地形図） | |
| B | 開発区域区域図（1/2,500以上、都市計画図） | |
| C | 開発区域土地の公図の写し | |
| D | 地積測量図 | |
| E | 設計図 | |
| イ | 現況図（1/2,500以上、区域図と兼用可） | 地形、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線（間隔2m）、樹木又は樹木の集団（1ha以上）、表土の状況（1ha以上） |
| ロ | 土地利用計画図（1/1,000以上） | 開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状、予定建築物の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置・形状 |
| ハ | 造成計画平面図（1/1,000以上） | 開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、巾員、勾配 |
| ニ | 造成計画断面図（1/1,000以上、高低差の著しいヶ所） | 切土又は盛土をする前後の地盤面 |
| ホ | 排水施設計画平面図（1/500以上） | 排水区域境界、排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり・寸法・勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称 |
| ヘ | 給水施設計画平面図（1/500以上、排水施設計画平面図と兼用可） | 給水施設の位置、形状、内のり寸法、消火栓の位置 |
| ト | がけの断面図（1/50以上、切土2m超、盛土1m超、切盛土2m超） | がけの高さ・勾配・土質、切土又は盛土以前の地盤面、がけ面保護の方法 |
| チ | 擁壁の断面図（1/50以上） | 擁壁の寸法・勾配、擁壁材料の種類・寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁の位置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置・材料・寸法、水抜穴の位置 |

※宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を必要とする開発行為の場合は、自己用住宅又は自己用で1.0ha未満の場合にも当該書類が必要。

(別紙) みなし許可(宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項又は第34条第2項) 申請書類一覧表

| 必要書類 | | 記載すべき事項 |
|------|------------------------------------|---|
| 1 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要 (県様式第3号の2) | 申請者、工事の概要等を記載 |
| 2 | 構造計算書 | 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合) ※擁壁の審査区分等については、令和7年2月14日付建指第1656号擁壁の構造計算に関する取扱いについて(通知)を参照すること。 |
| 3 | 地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書 | 土質試験等に基づく地盤の安定計算書 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書 (溪流等において、高さ15mを超える盛土をする場合又は崖面を擁壁で覆わない場合) |
| 4 | 設計者の資格証明書 | 以下のいずれかを添付すること。(高さが5mを超える擁壁の設置又は盛土・切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置の場合) ・実務経験証明書に加え、卒業証明書、大学院に1年以上在学したことの証明書又は宅地造成技術講習会修了証書 ・資格証明書(技術士又は一級建築士) |
| 5 | 現況写真 | 盛土・切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 |
| 6 | 排水施設の設計に係る書類 | 排水計算書、排水端末の接続許可を証する書類 |
| 7 | 位置図 | 方位、道路及び目標となる地物を記載 |
| 8 | 地形図 1/2,500以上 | 方位、土地の境界線を記載 ・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。 |
| 9 | 土地の平面図 1/2,500以上 | 方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を記載 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、県様式第3号の2と照合できるように番号を付すること |
| 10 | 土地の断面図 1/2,500以上 | 盛土又は切土をする前後の地盤面 ・高低差の著しい箇所について作成すること |
| 11 | 排水施設の平面図 1/500以上 | 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称を記載 ・汚水、雨水を区別すること ・流量計算書及び流域図を添付すること |
| 12 | 崖の断面図 1/50以上 | 崖の高さ及び勾配、土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面、崖面の保護の方法を記載 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない |
| 13 | 擁壁の断面図 1/50以上 | 擁壁の寸法、勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法を記載 ・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。 |
| 14 | 擁壁の背面図 1/50以上 | 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を記載 |
| 15 | 崖面崩壊防止施設の断面図 1/50以上 | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を記載 |
| 16 | 崖面崩壊防止施設の背面図 1/50以上 | 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を記載 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること |
| 17 | 擁壁展開図 | 基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法を記載 |
| 18 | 求積図 | 許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積 |

(備考) 1 本表に掲げる書類の基準・内容等は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引」を参照すること。

2 開発行為許可申請書一覧表に掲げる書類に、上記書類の内容を含む場合は省略可。

<盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い(主なもの)>

○ 盛土規制法に基づく手続

盛土規制法の規定により、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。

○ 都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合

都市計画法の規定により、盛土規制法の技術的基準への適合が必要です。

○ 都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大

都市計画法の規定により、自己用住宅又は1ha未満の自己業務用であっても、申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準への適合が必要です。

○ 是正措置及び罰則の適用

都市計画法の是正措置と罰則のほか、盛土規制法の是正措置と罰則も適用されます。